

正しく使っていますか？

添付 1

固定資産評価証明書の交付申請書 戸籍謄本等請求書

固定資産評価証明書の交付申請書	
用紙・目的	<ul style="list-style-type: none">◇ 統一書式を用いること 日弁連ホームページ会員サイトにも掲載されています。◇ 定められた目的で用いるために申請すること 使用目的は、訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分の申立て、調停の申立て、借地非訟の申立てのみです（<u>不動産を目的とする訴状、仮差押・仮処分申請書、民事調停申立書、借地非訟の申立書の添付書類として提出する必要がある場合に限られます。</u>）。◇ 弁護士の職印を押印すること
使用者について	◇ 使用者が事務員の場合、その旨を記載した文章を作成し、携行させること
戸籍謄本等請求書	
用紙・目的	<ul style="list-style-type: none">◇ 所属会で購入した職務上請求用紙の本紙を用い（コピーは不可）、購入した会員本人が使うこと。◇ 職務上の必要に応じて使用すること 但し、ドメスティックバイオレンスの被害者で、警察にその旨の届出がなされている場合、拒否されることがあります。また、所在調査のためのみの目的での使用は職務にはなりません。◇ 弁護士の職印を押印すること
使用者について	◇ 窓口に出向く者には身分証明書（当該会員もしくは所属会発行のもの）を携行させること

参考条文

戸籍謄本等請求

戸籍法10条1項、10条の2第1項、10条の2第3項～第5項、住民基本台帳法 12条の3第1項・第2項等
固定資産税評価証明書の申請

地方税法第382条の3、同法施行令第52条の15（民事訴訟費用等に関する法律 別表第1、1項～7項、10項、11の2項口、13項及び14項）

次のような申請ないし請求はできません！！

評価証明書	統一書式を用いない申請、公課証明書の請求、過去の分や複数年にわたる申請、破産申立てや家事調停・審判の申立て、遺産分割協議書作成目的での申請など
職務上請求書	弁護士会所定の用紙を用いない請求、 弁護士業務でないのに職務上請求を装った請求など

2 / 3

お問い合わせは日本弁護士連合会業務第1課まで 03-3580-9841

固定資産評価証明書の交付申請書

下記の裁判所に対し、下記の事件の申立てをするため必要がありますので、下記の物件について固定資産評価証明書を交付されたく申請いたします。

なお、交付を受けた証明書を下記の目的以外に使用することはいたしません。

平成 年 月 日

市・町・村長殿

申請人	弁の 護場 士合	事務所所在地 氏 名	印				
	弁以 外 護の 場 士合	本人の住所 本人の氏名(名称) 代理人の住所 代理人の氏名	印 印				
使用 目的	裁判所 支部 に 訴えの提起 仮差押えの申立て 仮処分の申立て 調停の申立て 借地非訟の申立て のため						
物 件 の 表 示	区 分	物 件 の 所 在 地	家屋番号	地 目 (種類)	地 積 (床面積)	証 明 年 度	所 有 者 氏 名 (名 称)
	土 地 ・ 家 屋					年 度	
	土 地 ・ 家 屋					年 度	
	土 地 ・ 家 屋					年 度	
	土 地 ・ 家 屋					年 度	
	土 地 ・ 家 屋					年 度	

(公署記入欄)

証 明 番 号		証 明 件 数	通 件	台帳照合	
---------	--	---------	-----	------	--

(注)

- 1 弁護士が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の上段に事務所所在地及び氏名を記入し、弁護士の職印を押印すること。
 - (2) 事務員等を使用者として申請する場合には、「事務員等何某を使用者として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させること。
- 2 弁護士以外の者が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の下段に住所及び氏名(名称)を記入し、押印すること。申請人が司法書士である場合には、職印を押印すること。
 - (2) 代理人によって申請する場合には、1)に加え、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人が押印した上、委任状を提出すること。ただし、司法書士が事務員等を代理人として申請する場合には、委任状の提出に代えて、「事務員等何某を代理人として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させれば足りる。
 - (3) 窓口において職員の求めがあった場合には、申請人(本人又は代理人)は、自己の身分を証する書面及び使用目的に使用することを証する資料を提示すること(郵送による申請の場合には、使用目的に使用することを証する資料を添付すること。)ただし、司法書士が申請する場合には、これらの提示又は送付に代えて、使用目的欄の余白に囑託者の住所及び氏名(名称)を記載すれば足りる。

使用目的は、この5つに限られます。

*** 不動産を目的とする訴状、仮差押・仮処分申請書、民事調停申立書、借地非訟の申立書の添付書類として提出する必要がある場合のみです。**